

## 指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県立点字図書館	指定管理者	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
所在地	山形市十日町1-6-6	県担当課	健康福祉部障がい福祉課  (電話番号) (023-630-3303)
指定期間	平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日		
検証期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証
<b>1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況</b>		
① 管理・運営業務の履行状況	協定書・仕様書等に沿い利用者の拡大やボランティアの募集・養成に取り組むとともに、全国の点字図書館等と連携を図り利用者のニーズに沿った図書の出し入れや製作を行うなど、概ね当初の計画通り管理・運営業務を履行できた。	評価 B 《評価の理由》 管理運営については、管理協定書に基づき概ね適正に行われている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	本館は建築後38年・書庫は32年が経過し、豪雨時など漏雨りする箇所が出てくるなど施設設備の老朽化が進んでおり、平成27年度の県の定期点検の結果からも計画的な修繕が求められている。 また、部屋数が少なく狭いこともあり、ボランティアの作業・養成等に不便を来している。相談者のための専用の相談室がないことも課題となっている。	《課題等の原因分析》 建物、設備の老朽化が進んでおり、修繕を要する箇所が生じている。また、建物、設備の老朽化に対する維持、修繕が必要であることから、施設の大幅なレイアウト変更などの大規模改修の実施が難しい状況となっている。
課題、問題点への今後の対応	法令点検や定期点検の結果を踏まえ、修繕の必要な箇所を把握して随時対応する。 設備等の老朽化については、県の財政状況、修繕の優先順位、その内容等を見極めながら、計画的に改修及び修繕を行っていく。ただし、作業スペース等の不足については、可能な限り既存設備を有効に活用し、工夫して機能強化を図っていく必要がある。	
<b>2 利用者からの要望等への対応</b>		
① 意見・要望等及びその対応状況	28年度に一階女子トイレが洋式化したものの、ボランティア(平均年齢69歳)の多くが使用する二階女子トイレについては和式であり、洋式化についての強い要望がある。	評価 B 《評価の理由》 設備改修については、指定管理者の努力のみでは対応が難しいため、点字図書館の安定・継続的なサービス提供及びその向上のため、改善を検討していく必要がある。
意見・要望等への今後の対応	来館者やボランティアの方が安心・安全に施設を利用できるよう、平成28年度に1階女子トイレを洋式トイレへ改修した。今後も意見・要望等の把握を行いながら、指定管理者の協力の下、その必要性や実現可能性などを検討していく。	
<b>3 指定管理者制度活用効果</b>		
① サービスの向上	①点字図書館の周知、視覚障がい者の交流会及び移動点字図書館等の実施にあたり市町村など関係機関・団体との連携を図るとともに、マスコミを活用しての図書館のPRに努めた。 ②全国の点字図書館等と連携し利用者のニーズに応えるとともに、読書範囲の拡大に努めた。 ③利用者への盲人用具の紹介・レファレンスサービス等、個別の要望や相談等に対応しサービスの充実を努めた。 ④「図書館だより」を発行(年6回)し、新しい図書の紹介や視覚障がい者に関する生活情報や機器紹介等を行い、利用者への速やかな情報の提供に努めた。 ⑤利用者へのアンケートを行ない、サービス向上に努めた。	評価 B 《評価の理由》 利用者のニーズに応えるため、各種情報提供サービスの充実を努めている。 また、関係機関と連携した交流会の開催、移動点字図書館の実施、「図書館だより」の発行等を行い、普及・広報活動を積極的に行っている。
② 経費の節減	日頃からの節電・節水、紙の裏面利用や文具類の徹底利用、ゆうパックと宅急便の使い分けを行うなど事務経費の節減に努めた。	評価 B 《評価の理由》 コスト意識を持ち、光熱水費の節減に加え事務費の節減にも積極的に取り組んでいる。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	視覚障がい者からの個別の相談において関係機関を紹介するとともに、県内2ヶ所での交流会を実施して情報提供を行うなど、視覚障がい者の社会参加や生活向上を支援した。	評価 B 《評価の理由》 視覚障がい者のための情報提供施設として、その社会参加促進に積極的に取り組んでいる。
総合的な評価	管理運営及び財務管理については、管理協定書に基づき概ね適正に行われている。 利用者のニーズに応じたサービスの提供、視覚障がい者の理解促進等の事業等に積極的に取り組むことで、今後更なるサービスの向上が期待できる。	

## 【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。  
 B : 概ね適正に実施されている。  
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。  
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

(注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。